

離婚届の書き方

黒ボール又は黒インクでかい書で書いてください。
消せるボールペンは使用しないでください。

1. ご持参いただくもの

- 離婚届書
- 本人確認を行うため、次の書類をお持ちください。
- イの書類は1点お持ちください

イ	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、公務員の写真付き身分証明書、精神障害者保健福祉手帳
---	---

●イをお持ちでない場合は次の書類を2点（ロ＋ハ）または（ロ＋ロ）をお持ちください。

ロ	国民健康保険・健康保険・船員保険・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合若しくは私立学校教員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金・厚生年金保険・船員保険に係る年金証書、共済年金・恩給の証書
ハ	写真付き学生証、民間法人が発行した写真付き身分証明書、国・地方公共団体の機関が発行した写真付き資格証明書（イに掲げるものを除く）

イ、ロ、ハの書類がない場合は習志野市役所から届出人あてに確認書類を送付します。

○裁判離婚の場合

- 調停離婚のとき → 調停証書の謄本
- 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
- 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
- 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
- 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

○マイナンバーカード

（お持ちの方で、離婚届出によって氏名等に変更のある方）

2. 届出人

- 協議離婚の場合は夫と妻になります。
- 裁判離婚の場合は調停もしくは審判の申立人又は訴えを起こした人になります。届け出期間は裁判確定の日から10日以内です。

分	離婚届	受理 令和 年 月 日 第 号	
	令和 〇年 〇月 〇日 届出	通知(送付) 令和 年 月 日 第 号	
	千葉県習志野市長 殿	書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知	<input type="checkbox"/> 9-2 <input type="checkbox"/> 19-3
(1)	氏名 (フリガナ) 夫 ナラシノ タロウ 妻 ナラシノ ハナコ 氏名 習志野 太郎 習志野 花子 生年月日 昭和 〇年 〇月 〇日 昭和 〇年 〇月 〇日	住所 〇〇県〇〇市鷺沼 4丁目2番1-10 1号	婚姻中の本籍を書き込んでください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に変えて地域を記載することができます。 1 台湾 2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
(2)	本籍 〇〇県〇〇市鷺沼4丁目2 （外国人のときは国籍だけを書いてください） 筆頭者の氏名 習志野太郎	父母及び養父母の氏名 夫の父 習志野一郎 続き柄 長男 妻の父 千葉和夫 続き柄 二女 父母との続き柄 母 習志野良子 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください） 養父 養母 習志野咲子 続き柄 養子 養父 養母 続き柄 養女	離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定
(3)	婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定	婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
(4)	〇〇県〇〇市若葉町125 筆頭者の氏名 千葉花子	婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
(5)	未成年の子の氏名 父母双方が親権を行う子 習志野吾郎 父(夫)が親権を行う子 習志野六子 母(妻)が親権を行う子 習志野七郎 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれがどのようにするしをつけてください。	夫 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
	事件簿番号	連絡先 日中連絡のとれる番号をご記入ください。 夫 047(451)×××× 妻 047(451)××××	協議で親権者を決めた場合、必ず <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れてください。
	○署名は本人が自署してください。 記入の注意		屋間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

右面の書き方は裏面をご参照ください。

離婚届を提出する時に住民登録をしている住所を書き込んでください。住所を変更される場合は、住民移動届の手続きが必要ですが、必ず提出してください。

婚姻中の本籍を書き込んでください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に変えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

(4)欄は次のように記入してください。

- ① 婚姻前の氏に戻る場合
 - I) 婚姻前の元の戸籍に戻る場合 戻る本籍と戸籍の筆頭者氏名を記入
 - II) 自分で新しい戸籍を作る場合 希望する本籍と婚姻前の氏名を記入
- ② 現在の氏を名の場合
 - (4)欄は記入せず離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届を提出してください。

① 夫婦の間に未成年の子がいる場合は協議で親権者を決め、①②③いずれかの欄に子の氏名を記載してください。
② 協議で親権者が決まらず、親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申立てをしている場合は、④の欄に子の氏名を記載してください。

協議で親権者を決めた場合、必ずチェックを入れてください。
屋間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

(6)	同居の期間	平成〇年 〇月 から 令和〇年 〇月 まで	
(7)	別居する前の住所	〇〇県〇〇市津田沼1丁目2番地 3号	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）</small>	
(10)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名 （※押印は任意）	夫 習 志 野 太 郎 印	妻 習 志 野 花 子 印
証 人 （協議離婚のときだけ必要です）			
	署 名 （※押印は任意）	習 志 野 一 郎 印	千 葉 和 夫 印
	生 年 月 日	昭和 〇年 〇月 〇日	昭和 〇年 〇月 〇日
	住 所	〇〇県〇〇市鷺沼 1丁目1番1号	〇〇県〇〇市若葉町 125番地
	本 籍	〇〇県〇〇市〇〇町 1054番地	〇〇県〇〇市〇〇町 2丁目5番地

→ 国勢調査の年のみ記入してください。

→ 婚姻中の氏名で各自署名してください。
裁判離婚の場合は申立人又は訴えを起こした人が署名してください。
押印は任意です。

→ 協議離婚のときのみ成年の証人が2人必要です。
署名は証人が自署してください。
押印は任意です。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てををするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。




→ 未成年の子がいる場合は、それぞれの項目について、
該当する方に☑チェックを入れてください。

お問い合わせ

習 志 野 市 役 所
市民課 戸籍係
047-451-1151（代表）

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚
 
 法務省パンフレット
 
 法務省の解説動画
 

日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>